

平成23年3月28日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官
平成22年(外)第7239号 不当利得返還請求控訴事件
(原審 東京地方裁判所平成22年(外)第305号)

平成23年2月16日口頭弁論終結

判 決

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号

被 告 人	アコム株式会社
同代表者代表取締役	木下樹盛
同訴訟代理人弁護士	若哲太郎
同	松高義
同	足立良志
被 控 訴 人	[REDACTED]

主 文

1 原判決を次のように変更する。

(1) 控訴人は、被控訴人に對し、422万3000円

及びうち408万6941円に対する平成22年1

月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を
支払え。

(2) 被控訴人のその余の請求を棄却する。

2 訴訟費用は第1、2審を通じて10分し、その9を

控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。

3 この判決は、第1項(1)に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人の敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

1において補正し、2において争点を付加するほかは、原判決の事実及び理由の第2に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決の補正

- (1) 原判決1頁23行目の「利息」の次に「(以下「制限超過利息」という。)」を加える。
- (2) 原判決2頁2行目の「これに対し、」から4行目末尾までを削除する。

(3) 原判決2頁4行目の次に改めて次のように加える。

〔原審は、被控訴人の請求のうち過払金及び確定法定利息451万8917円並びに上記過払金435万4319円に対する平成22年1月6日から支払済みまで年5分の割合による法定利息の支払を求める限度でこれを一部認容し、その余の請求を棄却した。これに対し、控訴人が控訴した。〕

- (4) 原判決2頁7行目の「行った」の次に「(以下、この取引を「本件取引」という。)」を加える。
- 2 爭点(控訴人は悪意の受益者であるか否か)

(1) 被控訴人の主張

控訴人による制限超過利息の受領につき、資金業法(平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は資金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「資金業法」という。)43条1項(上記改正前のもの。以下同じ。)の適用が認められないもので、控訴人は悪意の受益者であったと推定される。

(2) 控訴人の反論

控訴人は、個別超過利息の受領につき資金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、次とおり、そのような認識を有するに至ったことについて

やむを得ないといえる特段の事情があるから、悪意の受益者と推定されることはない。

ア ここでいう「特段の事情」とは、当初より貸金業法43条1項の適用を受け

ることを放棄しているような貸金業者と、誠実に関係諸法令を遵守し、貸金業法17条1項に規定する書面（以下「17条書面」という。）及び同法18条1項に規定する書面（以下「18条書面」という。）に相当する書面の交付を統けた貸金業者を岐別するためのものである。そして、控訴人は、関係諸法令を遵守するため、膨大な費用をかけてシステムを構築し、17条書面及び18条書面に相当する書面を交付したものであり、現に相当数の裁判例において貸金業法43条1項の適用が認められている。

イ 控訴人は、被控訴人に対し、17条書面として、本件取引に関する基本契約締結時に基本契約書の写し、個別の貸付け時に貸付けの金額等を記載した個別明細書をそれぞれ交付した。

確かに、上記書面には、「返済期間及び返済回数」の記載がない。しかし、本件取引のようないわゆるリボルビング方式による取引では、「返済期間及び返済回数」につき確定的な記載をすることは不可能である。しかも、大蔵省銀行局長通達（昭和58年9月30日蔵銀第2602号）も、包括契約に基づく場合の17条書面の交付について、貸金業法17条1項所定の事項中、当該包括契約において特定し得る事項を記載しなければならないと定めていた。

ウ 控訴人は、本件取引における返済の都度、被控訴人に対し、直ちに、18条書面として、受領金額等を記載した個別明細書を交付した。

確かに、上記書面には、「契約年月日」の記載がない。しかし、平成18年内閣府令第39号による改正前の貸金業の規制等に関する法律施行規則（以下「旧貸金業法施行規則」という。）15条2項は、貸金業者が返済を受けた債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもって、貸金業法18条1項1号から3号までに掲げる事項の記載に代えることができると定めていた。

エ 悪意の受益者であるか否かは、個々の取引ごとに判断されるものであるから、18条書面についてその交付を1回でも怠ると、その返済には貸金業法43条1項の適用がなく、以後の18条書面の記載が不正確な金額が記載された書面となり、18条書面の要件を欠くということにはならない。

(3) 被控訴人の再反論

控訴人が削減超過利息の受領につき貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるとはいえない。その理由は、次のとおりである。

ア ここでいう「特段の事情」があるためには、上記認識に一致する解釈を示す裁判例が相当数あったとか、上記認識に一致する解釈を示す学説が有力であったとかいうような合理的な根拠があつて上記認識を有するに至ったことが必要である。

イ 貸金業法は、17条書面に記載すべき事項として、明確に「返済期間及び返済回数」を定めており（同条1項6号），この法定の記載要件を満たした場合にのみ貸金業法43条1項が適用されることとされている。つまり、同条の特典を享受するためには、同法17条の定める事項を全て記載した書面を交付しなければならないこととしたのである。ところが、控訴人は、本件取引に関して、平成5年8月10日から平成13年10月17日までの間、「返済期間及び返済回数」を記載しない書面の交付を繰り返した。控訴人は、リボルビング方式による取引では、「返済期間及び返済回数」を記載することは不可能であると主張するが、そのような取引をするのであれば貸金業法43条1項の適用を受けられないというだけのことである。したがって、「返済期間及び返済回数」の記載内容としては、一般的な計算方法では足りず、債務者が自己の債務の内容を正確に把握し、返済計画の参考とし得る程度の一義的、具体的、明確なものであることが必要であり、裁判例、学説及び行政解釈は、一貫してこのような厳格な解釈が支配的であった。

しかも、貸金業法43条1項の適用が認められるためには、債務者に交付した1

7条書面及び18条書面の控えが保管されていて初めて可能になるから、同法43条1項の適用があるとの認識の内容としては、債務者に交付した書面の控えが適正に保管され、後日紛争が生じた場合には直ちに立証の用に供することができる体制が整えられていることの認識が必要である。しかるに、控訴人は、平成16年10月19日以降の取引について、17条書面及び18条書面に相当する書面の控えを一枚も提出していないのであるから、そのような保管体制を整えていなかつことは明らかである。

ウ また、最高裁平成18年1月13日判決・民集60巻1号1頁（以下「平成18年判決」という。）以前に限らず、その後に控訴人が被控訴人に対して18条書面として交付した書面にも「契約年月日」及び「貸付金額」の記載がない（甲45から48まで）。したがって、これらの書面が18条書面に当たらないことは明らかである。

さらに、「返済期間及び返済回数」の記載のない書面が交付されて、資金業法43条1項の適用が認められる余地がない以上、それに対する返済の際に交付された書面に記載される「当該返済後の残債務の額」も、同項の適用が認められないことを前提とした額でなければならない。それにもかかわらず、控訴人が18条書面として交付した書面に記載される残債務の額は、全ての返済に資金業法43条1項の適用が認められることを前提とした約定利率に基づく残高であるから、18条書面の要件を欠いている。

第3 当裁判所の判断

1 爭点（控訴人は悪意の受益者であるか否か）について
制限超過利息を受領した貸金業者は、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないと主張する特段の事情があるときでない限り、民法704条の悪意の受益者であると推定される（最高裁平成19年7月13日判決・民集61巻5号1980頁（以下「平成19年判決」という。））。

ここで、貸金業法43条1項の要件のうち、制限超過利息の支払が貸金業者が業として行う金銭消費貸借契約上の利息の契約に基づくものであるとの要件が満たされることは、これまでに判示したとおりである。

そこで、以下、控訴人が、その他の貸金業法43条1項の要件が満たされるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないと主張する特段の事情があるが否かについて検討する。

（1）認定事実

証拠（認定事実の末尾に掲げる。）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

ア 控訴人は、平成5年8月10日、被控訴人ととの間で、本件取引に關し、基本契約を締結し、その契約書（以下「本件契約書」という。）の写しを被控訴人に交付した。同契約書には、「貸付けの金額」、「返済期間及び返済回数」及び各回の「返済金額」（ただし、最低返済額は、記載されていた。）を除く貸金業法17条1項所定の事項が記載されていた。（甲1、乙13、17（枝番号を含む。以下同じ。））

イ 本件取引のうち平成16年9月27日までの取引は、平成5年8月10日の800円の返済及び同年11月11日の3万円の返済を除き、全て控訴人のATMを通じて行われた（甲1、乙13）。

ウ 控訴人は、平成5年8月10日から平成16年8月19日までの間、控訴人のATMでの貸付けの都度、遅滞なく、被控訴人に対し、17条書面として、個別明細書（以下「本件17条書面」という。）を交付した。これらの書面のうち平成13年10月まで交付していた書面には、貸金業法17条1項所定の事項中「貸付けの利率」、「返済的方式」、「返済期間及び返済回数」、「賃借額の予定に關する定めがあるときは、その内容」、「各回の返済期日及び返済金額」等が記載されていなかった（ただし、次回の最低返済額とその返済期日は記載されていた。）が、同年11月から交付された書面から「その時点での全貸付けの残元利金について、

定められた返済期日に最低返済額を返済する場合の「返済期間及び返済回数」が、さらに、平成15年2月から交付された書面から「貸付けの利率」及び各回の「返済期日」も記載されるようになった。(甲1, 乙13, 18)

エ 控訴人は、平成5年8月31日から平成16年9月27日までの間、控訴人に対するATMで返済を受けた都度、遅滞なく、被控訴人に対し、18条書面として、個別明細書を交付した。これらの書面には、貸金業法18条1項所定の事項中「契約年月日」、「貸付けの金額」等が記載されていなかった(ただし、契約番号は記載されていた。)。

また、控訴人は、平成5年8月10日及び同年11月11日、店頭で返済を受けた都度、遅滞なく、被控訴人に対し、18条書面として、個別明細書(以下、ATMで交付した個別明細書と併せて「本件18条書面」という。)を交付した。これらの書面には、貸金業法18条1項所定の事項中「契約年月日」及び「貸付けの金額」が記載されていなかつた(ただし、契約番号は記載されていた。)。

(甲1, 乙13, 18, 19)

(2) 認定事実の補足説明

ア 控訴人は、本件契約書を提出しないが、それは、平成21年4月13日に控訴人と被控訴人との間で新たに基本契約を締結した際、控訴人から被控訴人に対して返還されたものであること(弁論の全趣旨)、それにもかかわらず被控訴人も本件契約書を提出しないことからすれば、本件契約書には上記の基本契約の契約書(乙17)と同様の事項が記載されていたものと推認される。

イ 平成16年10月19日以後の取引について、控訴人は、本件17条書面及び本件18条書面の写しを全く提出していないから、控訴人が被控訴人に対してこれらの書面を交付したとの事実を認めることはできない。なお、平成16年10月19日以後の取引は、平成19年12月10日の5万円の貸付け及び平成21年1月21日の12万2000円の返済を除き、控訴人のATMではなく、横浜銀行のATM等を通じて行われたことがうかがわれる。(甲1, 46, 47, 乙13)

(3) 平成16年10月19日以後の取引について
上記認定事実のとおり、平成16年10月19日以後の取引について、控訴人が被控訴人に対して本件17条書面及び本件18条書面を交付した事実を認めることはできないから、控訴人において貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるとはいえない。したがって、同日以後、控訴人は、悪意の受益者であると認める。

(4) 同年9月27日以前の取引について

ア 17条書面の交付

本件17条書面には、「貸付けの利率」、「返済の方式」、「賃貸額の予定に関する定めがあるときは、その内容」及び貸金業法施行規則(平成19年内閣府令第79号による改正前の省令の題名は貸金業の規制等に関する法律施行規則。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法施行規則」という。)13条1項1号所定の事項(「貸金業者の登録番号」及び「各回の返済期日及び返済金額」を除く。)が記載されている。もっとも、これらの事項は、本件契約書に記載されており、両書面の相互の関連も明確である。

したがって、これらの事項については、両書面を総合することによって、貸金業法17条1項の要件を満たすことができる。

は、本件契約書及び本件17条書面のいずれにも記載されていない。
本件取引における貸付けは、基本契約の下で、借入限度額の範囲内で借り入れと返済を繰り返すことを予定して行われたものであり、その返済の方式は、全貸付けの残元利金について、35日ごとの返済期日に最低返済額を支払えば足りるとする、いわゆるリボルビング方式の一である(乙17)。このようなりボルビング方式による貸付けでは、そもそも個々の貸付けについての「返済期間及び返済回数」を確定的に定めることができないから、これらの事項を17条書面に記載することはできない。このような場合であっても、これらの事項に準じた事項として、毎月定

められた返済期日に最低返済額を返済する場合の返済期間、返済回数及び各回の返済金額を記載すべきであることは、最高裁平成17年12月15日第一小法廷判決・民集59巻10号2899頁が判示したところであるが、同判決が言い渡されるまでは、その記載事項について下級審の裁判例が分かれており、次回の最低返済額とその返済期日が記載されなければ足りるとする裁判例も相当程度存在していたことは、当裁判所に顯著であるほか、監督官庁も、貸金業法17条1項所定の事項中特走し得る事項のみ記載すれば足りると読むことでもできるとの通達を出していった(乙16)。

そして、本件17条書面には、少なくとも次回の最低返済額とその返済期日は記載されていた上、平成13年11月から交付された書面から「その時点での全貸付けの残元利金について、毎月定められた返済期日に最低返済額を返済する場合の返済期間及び返済回数」が記載されていたことは、先に判示したとおりである。そうすると、「返済期間及び返済回数」の記載について、その要件を満たしていた平成13年11月以後はもちろんのこと、それ以前についても、控訴人が、17条書面の要件を満たしているとの認識を有するに至ってもやむを得ないというべきである。

したがって、控訴人は、平成16年9月27日以前の取引について、17条書面の交付という貸金業法43条1項の要件が満たされたとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ない特段の事情がある。

これに対し、被控訴人は、本件17条書面に貸金業法43条1項の適用が認められる余地がないにもかかわらず、控訴人が18条書面として交付した書面に記載される殘債務の額は、全ての返済に貸金業法43条1項の適用が認められることを前提とした約定利率に基づく残高であるから、18条書面の要件を欠いていると主張する。

しかし、本件では、本件18条書面が18条書面の要件を満たしているのか否かではなく、18条書面の交付に関する控訴人の認識が問題となっているのであって、控訴人が、本件17条書面が17条書面の要件を満たしているとの認識を有するに至ってもやむを得ないというべきであることは、先に判示したとおりであるから、被控訴人の上記主張は採用することができない。

ウ 支払の任意性

「特段の事情」があるというためには、貸金業法43条1項の適用があるとの認識に一致する解釈を示す裁判例が相当数あったというような合理的な根拠があつて上記認識を有するに至ったことがあれば足り、上記認識に一致する解釈を示す裁判例等が支配的であったことまで必要とするものではないといふべきである。したがって、被控訴人の上記主張は採用することができない。

イ 18条書面の交付

本件18条書面には、「契約年月日」、「貸付けの金額」等が記載されていない。しかし、旧貸金業法施行規則15条2項は、貸金業者が返済を受けた債権に係る貸付けの契約を契約番号その他により明示することをもって、「契約年月日」を含む貸金業法18条1項1号から3号まで並びに同施行規則15条1項2号及び3号に掲げる事項の記載に代えることができる」と定めていたのであり、同項を無効であると初めて判示した平成18年判決までは、同項に従って記載をしていれば、18条書面の交付という貸金業法43条1項の要件を満たすと認識したとしてもやむを得ないというべきである。

したがって、控訴人は、平成16年9月27日以前の取引について、18条書面の交付という貸金業法43条1項の要件が満たされたとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ない特段の事情がある。

これに対し、被控訴人は、本件17条書面に貸金業法43条1項の適用が認められる余地がないにもかかわらず、控訴人が18条書面として交付した書面に記載さ

が言い渡されるまでは、貸金業者において、期限の利益喪失特約下での支払である

ことから直ちに貸金業法43条1項の適用が否定されるものではないとの認識を有していたとしてもやむを得ないというべきであり、貸金業者が上記認識を有したことについて、平成19年判決の判示する特段の事情があると認めるのが相当である（最高裁平成21年7月10日判決・民集63巻6号1170頁参照）。

したがって、控訴人は、平成16年9月27日以前の取引について、被控訴人が任意に制限超過利息を支払ったという貸金業法43条1項の要件が満たされたとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ない特段の事情がある。

エ　まとめ

以上によれば、控訴人は、平成16年10月19日以後の取引について、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるとはいえないでの、悪意の受益者であると認めることがでできるが、同年9月27日以前の取引について、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるということができるので、悪意の受益者であると認めるることはできない。そのほかに控訴人が悪意の受益者であると認めるに足りる証拠はない。

したがって、控訴人は、同年10月19日以後に收受した制限超過利息についてのみ法定利息の支払義務を負うことになるところ、これにより再計算をすると、別紙再計算書記載のとおりとなる。

2　結論

よって、被控訴人の請求は、別紙再計算書記載の過払金408万6941円並びに平成22年1月5日までに生じた確定法定利息13万6059円及び上記過払金に対する同月6日から支払済みまで年5分の割合による法定利息の支払を求める限度で理由があるので、本件控訴には一部理由があるから、以上と結論が異なる原判

決を変更することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官	春	日	通	良
裁判官	小	林	元	一

裁判官　一　場　康　左

卷之三

(1月未減切替。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を365日とする。) 手引書

再計算書

儀務者
会員番号
曾金業者

6189774

過払利率
5%

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払残額
1 5. 8. 10	250,000	0	0.18	0	0	0	250,000	0	0
2 5. 8. 10	250,000	800	0.18	0	0	0	249,200	0	0
3 5. 8. 31	250,000	20,000	0.18	24	2,580	0	231,720	0	0
4 5. 9. 6	250,000	40,000	0.18	27	5,414	0	481,780	0	0
5 5. 10. 3	250,000	40,000	0.18	0	0	0	493,879	0	0
6 5. 10. 3	250,000	45,000	0.18	0	0	0	470,942	0	0
7 5. 11. 1	300,000	30,000	0.18	4	928	0	311,944	0	0
8 5. 11. 5	300,000	50,000	0.18	25	9,504	0	231,374	0	0
9 5. 11. 30	300,000	50,000	0.18	0	0	0	884,374	0	0
10 5. 11. 30	150,000	0	0.18	5	2,173	2,173	891,374	0	0
11 5. 12. 5	150,000	0	0.18	4	1,758	3,931	911,374	0	0
12 5. 12. 9	20,000	0	0.18	0	0	0	943,844	0	0
13 5. 12. 28	0	80,000	0.18	19	8,539	0	943,844	0	0
14 5. 12. 28	100,000	0	0.18	0	0	0	973,844	0	0
15 5. 1. 10	30,000	0	0.18	13	6,050	6,050	907,573	0	0
16 5. 1. 26	80,000	0	0.18	16	7,684	0	907,573	0	0
17 5. 1. 26	50,000	0	0.18	0	0	0	957,578	0	0
18 5. 2. 27	20,000	40,000	0.18	32	15,111	0	932,689	0	0
19 5. 2. 27	20,000	0	0.18	0	0	0	952,689	0	0
20 5. 3. 27	20,000	40,000	0.18	28	13,194	0	945,843	0	0
21 5. 3. 27	20,000	0	0.18	0	0	0	921,702	0	0
22 5. 4. 30	40,000	0	0.18	34	15,839	0	921,702	0	0
23 5. 4. 30	10,000	0	0.18	0	0	0	906,864	0	0
24 5. 6. 2	40,000	0	0.18	33	15,162	0	878,491	0	0
25 5. 6. 28	40,000	0	0.18	26	11,627	0	878,491	0	0
26 5. 6. 28	30,000	0	0.18	0	0	0	908,491	0	0
27 5. 6. 28	0	40,000	0.18	34	15,232	0	883,723	0	0
28 5. 6. 28	0	40,000	0.18	24	10,450	0	884,182	0	0
29 5. 6. 28	40,000	0	0.18	0	0	0	884,182	0	0
30 5. 6. 28	40,000	0	0.18	33	14,551	0	878,733	0	0
31 5. 6. 28	10,000	40,000	0.18	0	0	0	878,733	0	0
32 5. 6. 28	10,000	40,000	0.18	25	11,257	0	850,000	0	0
33 5. 6. 28	20,000	40,000	0.18	0	0	0	870,000	0	0
34 5. 6. 28	40,000	0	0.18	27	11,584	0	841,584	0	0
35 5. 6. 28	0	40,000	0.18	0	0	0	861,584	0	0
36 5. 6. 28	0	40,000	0.18	37	15,720	0	837,304	0	0
37 5. 6. 28	0	40,000	0.18	0	0	0	847,304	0	0
38 5. 6. 28	0	40,000	0.18	27	11,019	0	798,579	0	0
39 5. 6. 28	0	40,000	0.18	0	0	0	819,003	0	0
40 5. 6. 28	0	40,000	0.18	33	13,288	0	837,003	0	0
41 5. 6. 28	0	40,000	0.18	0	0	0	808,500	0	0
42 5. 6. 28	0	40,000	0.18	27	11,019	0	827,560	0	0
43 5. 6. 28	0	40,000	0.18	0	0	0	819,579	0	0
44 5. 6. 28	0	40,000	0.18	33	13,288	0	837,560	0	0
45 5. 6. 28	0	40,000	0.18	0	0	0	799,867	0	0

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未利回り	残元金	過払利息	過払利息残額
46. 97.5.19	17,000	40,000	0.18	28	11,044	0	770,911	0	0
47. 97.5.19	17,000	0.18	0	0	0	787,911	0	0	0
48. 97.6.19	20,000	40,000	0.18	31	12,045	0	759,956	0	0
49. 97.7.21	40,000	0.18	32	12,308	0	759,956	0	0	0
50. 97.7.21	14,000	0.18	0	0	0	752,264	0	0	0
51. 97.7.21	40,000	0.18	32	12,692	0	752,264	0	0	0
52. 97.8.22	15,000	0.18	0	0	0	753,356	0	0	0
53. 97.8.22	40,000	0.18	29	10,774	0	724,130	0	0	0
54. 97.9.20	15,000	0.18	0	0	0	740,130	0	0	0
55. 97.9.20	40,000	0.18	31	11,314	0	711,444	0	0	0
56. 97.10.21	16,000	0.18	0	0	0	707,444	0	0	0
57. 97.10.21	40,000	0.18	30	10,762	0	688,206	0	0	0
58. 97.11.20	16,000	0.18	0	0	0	714,206	0	0	0
59. 97.11.20	40,000	0.18	1	704	0	688,206	0	0	0
60. 97.12.25	11,000	0.18	0	0	0	687,513	0	0	0
61. 97.12.26	40,000	0.18	21	9,276	0	687,513	0	0	0
62. 98.1.26	11,000	40,000	0.18	21	9,276	0	687,513	0	0
63. 98.1.22	18,000	0.18	0	0	0	685,513	0	0	0
64. 98.1.22	40,000	0.18	28	9,439	0	684,952	0	0	0
65. 98.2.19	18,000	0.18	0	0	0	672,952	0	0	0
66. 98.2.19	40,000	0.18	29	9,599	0	642,549	0	0	0
67. 98.3.19	18,000	40,000	0.18	29	9,599	0	630,901	0	0
68. 98.3.19	17,000	0.18	35	11,352	0	542,901	0	0	0
69. 98.4.23	12,000	0.18	0	0	0	542,901	0	0	0
70. 98.4.23	40,000	0.18	29	9,159	0	512,070	0	0	0
71. 98.5.22	12,000	40,000	0.18	29	9,159	0	512,070	0	0
72. 98.5.22	16,000	0.18	0	0	0	512,070	0	0	0
73. 98.6.24	40,000	0.18	33	10,193	0	598,263	0	0	0
74. 98.6.24	14,000	0.18	0	0	0	612,263	0	0	0
75. 98.7.23	40,000	0.18	29	8,732	0	580,995	0	0	0
76. 98.7.23	17,000	0.18	0	0	0	597,995	0	0	0
77. 98.8.25	40,000	0.18	33	9,705	0	567,700	0	0	0
78. 98.8.25	13,000	0.18	0	0	0	580,700	0	0	0
79. 98.9.23	40,000	0.18	19	8,282	0	548,982	0	0	0
80. 98.9.23	17,000	0.18	0	0	0	555,982	0	0	0
81. 98.10.23	40,000	0.18	30	8,350	0	534,332	0	0	0
82. 98.10.23	16,000	0.18	0	0	0	550,332	0	0	0
83. 98.11.24	40,000	0.18	32	8,660	0	518,992	0	0	0
84. 98.11.24	15,000	0.18	0	0	0	533,992	0	0	0
85. 98.12.27	40,000	0.18	33	8,656	0	502,658	0	0	0
86. 98.12.27	13,000	0.18	0	0	0	515,658	0	0	0
87. 99.1.25	40,000	0.18	29	7,371	0	483,029	0	0	0
88. 99.1.25	17,000	0.18	0	0	0	500,029	0	0	0
89. 99.2.28	40,000	0.18	34	8,394	0	468,413	0	0	0
90. 99.2.28	13,000	0.18	0	0	0	481,413	0	0	0
91. 99.4.3	40,000	0.18	34	8,071	0	449,484	0	0	0
92. 99.4.3	13,000	0.18	0	0	0	462,484	0	0	0
93. 99.5.8	40,000	0.18	35	7,932	0	430,466	0	0	0
94. 99.5.8	12,000	0.18	0	0	0	442,466	0	0	0
95. 99.6.11	40,000	0.18	34	7,418	0	403,884	0	0	0
96. 99.6.11	12,000	0.18	0	0	0	421,884	0	0	0
97. 99.7.11	40,000	0.18	39	6,241	0	388,125	0	0	0

年月日	借入金額	介済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
98. 9. 13.	40,000	0.18	33	6,316	0	354,441	0	0	0
99. 8. 13.	31,000	0.18	0	0	385,441	0	0	-20,912	0
100. 9. 18.	40,000	0.18	36	6,842	0	352,283	0	-14,912	0
101. 9. 18.	11,000	0.18	0	0	363,283	0	0	-234,912	0
102. 9. 10. 20.	40,000	0.18	32	5,732	0	329,015	0	0	0
103. 9. 10. 20.	24,000	0.18	0	0	343,015	0	0	-241,912	0
104. 9. 11. 21.	40,000	0.18	32	5,413	0	308,428	0	0	0
105. 9. 11. 21.	14,000	0.18	0	0	322,428	0	0	-269,912	0
106. 9. 12. 24.	40,000	0.18	31	5,247	0	287,675	0	0	0
107. 9. 12. 24.	14,000	0.18	0	0	301,675	0	0	-29,912	0
108. H1. 1. 28.	40,000	0.18	2	5,96	0	267,476	0	0	0
109. H1. 1. 30.	40,000	0.18	0	0	277,476	0	0	0	0
110. H1. 1. 30.	10,000	0.18	0	0	242,265	0	0	0	0
111. H1. 3. 6.	40,000	0.18	35	4,789	0	207,650	0	0	0
112. H1. 3. 6.	12,000	0.18	0	0	254,265	0	0	-330,912	0
113. H1. 4. 10.	40,000	0.18	35	4,388	4,388	254,265	0	0	-315,912
114. H1. 4. 13.	40,000	0.18	3	782	0	219,405	0	0	0
115. H1. 5. 13.	40,000	0.18	30	3,245	0	182,650	0	0	0
116. H1. 5. 13.	25,000	0.18	0	0	207,650	0	0	-345,912	0
117. H1. 5. 17.	40,000	0.18	35	3,584	3,584	182,650	0	0	0
118. H1. 6. 18.	40,000	0.18	1	204	0	171,438	0	0	0
119. H1. 6. 18.	11,000	0.18	0	0	182,438	0	0	-315,912	0
120. H1. 7. 20.	40,000	0.18	32	2,879	0	145,317	0	0	0
121. H1. 7. 20.	15,000	0.18	0	0	160,317	0	0	-39,912	0
122. H1. 8. 20.	40,000	0.18	31	2,450	0	122,767	0	0	0
123. H1. 8. 20.	15,000	0.18	0	0	137,167	0	0	-419,912	0
124. H1. 8. 20.	40,000	0.18	29	1,970	0	99,757	0	0	0
125. H1. 9. 18.	17,000	0.18	0	0	116,737	0	0	-479,912	0
126. H1. 9. 18.	40,000	0.18	30	1,721	0	78,464	0	0	-489,912
127. H1. 10. 18.	40,000	0.18	0	0	94,464	0	0	-553,912	0
128. H1. 11. 18.	40,000	0.18	31	1,444	0	55,908	0	0	-543,912
129. H1. 11. 18.	15,000	0.18	0	0	70,908	0	0	-573,912	0
130. H1. 12. 24.	40,000	0.18	36	1,258	1,258	70,908	0	0	-503,912
131. H1. 12. 25.	40,000	0.18	1	69	0	32,236	0	0	-585,912
132. H1. 12. 25.	10,000	0.18	0	0	42,235	0	0	-615,912	0
133. H1. 1. 18.	40,000	0.18	24	499	0	2,734	0	0	-665,912
134. H1. 1. 18.	21,000	0.18	0	0	23,734	0	0	0	0
135. H1. 2. 16.	40,000	0.18	29	339	0	-15,927	0	0	-627,912
136. H1. 2. 16.	17,000	0.18	0	0	1,073	0	0	-657,912	0
137. H1. 3. 17.	40,000	0.18	29	15	0	-38,912	0	0	-647,912
138. H1. 3. 17.	17,000	0.18	0	0	-21,912	0	0	0	0
139. H1. 4. 19.	40,000	0.18	31	33	0	-61,912	0	0	-677,912
140. H1. 4. 19.	13,000	0.18	0	0	-48,912	0	0	-709,912	0
141. H1. 5. 18.	40,000	0.18	29	0	-88,912	0	0	-739,912	0
142. H1. 5. 18.	17,000	0.18	0	0	-71,912	0	0	-768,912	0
143. H1. 6. 18.	40,000	0.18	31	31	0	-111,912	0	0	-797,912
144. H1. 6. 18.	15,000	0.18	0	0	-96,912	0	0	-898,912	0
145. H1. 7. 16.	40,000	0.18	28	0	-138,912	0	0	-889,912	0
146. H1. 7. 24.	10,000	0.18	8	0	-126,912	0	0	-752,912	0
147. H1. 8. 17.	40,000	0.18	24	0	-166,912	0	0	-782,912	0
148. H1. 8. 17.	23,000	0.18	0	0	-143,912	0	0	-772,912	0
149. H1. 9. 17.	40,000	0.18	31	0	-183,912	0	0	0	0

年月日	借入金額	介済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
150. H1. 9. 17.	15,000	0.18	32	0	0	0	0	-168,912	0
151. H1. 10. 19.	40,000	0.18	32	0	0	0	0	-208,912	0
152. H1. 10. 19.	14,000	0.18	0	0	0	0	0	-14,912	0
153. H1. 11. 19.	40,000	0.18	31	0	0	0	0	-234,912	0
154. H1. 11. 19.	15,000	0.18	0	0	0	0	0	-25,912	0
155. H1. 12. 17.	40,000	0.18	28	0	0	0	0	-281,912	0
156. H1. 12. 17.	18,000	0.18	0	0	0	0	0	-0	0
157. H1. 12. 21.	40,000	0.18	35	0	0	0	0	-269,912	0
158. H1. 12. 21.	12,000	0.18	0	0	0	0	0	-0	0
159. H1. 2. 16.	40,000	0.18	26	0	0	0	0	-309,912	0
160. H1. 2. 16.	19,000	0.18	0	0	0	0	0	-29,912	0
161. H1. 2. 18.	40,000	0.18	31	0	0	0	0	-330,912	0
162. H1. 2. 18.	15,000	0.18	0	0	0	0	0	-315,912	0
163. H1. 2. 18.	12,000	0.18	0	0	0	0	0	-345,912	0
164. H1. 2. 18.	11,000	0.18	0	0	0	0	0	-345,912	0
165. H1. 2. 18.	11,000	0.18	30,000	0.18	0	0	0	-345,912	0
166. H1. 2. 18.	11,000	0.18	30,000	0.18	0	0	0	-345,912	0
167. H1. 2. 18.	11,000	0.18	30,000	0.18	0	0	0	-345,912	0
168. H1. 2. 18.	11,000	0.18	30,000	0.18	0	0	0	-345,912	0
169. H1. 2. 18.	11,000	0.18	30,000	0.18	0	0	0	-345,912	0
170. H1. 2. 18.	11,000	0.18	30,000	0.18	0	0	0	-345,912	0
171. H1. 2. 18.	11,000	0.18	30,000	0.18	0	0	0	-345,912	0
172. H1. 2. 18.	11,000	0.18	30,000	0.18	0	0	0	-345,912	0
173. H1. 2. 18.	11,000	0.18	30,000	0.18	0	0	0	-345,912	0
174. H1. 2. 18.	20,000	0.18	0	0	0	0	0	-434,912	0
175. H1. 2. 18.	30,000	0.18	0	0	0	0	0	-434,912	0
176. H1. 2. 18.	15,000	0.18	29	0	0	0	0	-434,912	0
177. H1. 3. 17.	30,000	0.18	22	0	0	0	0	-479,912	0
178. H1. 3. 17.	26,000	0.18	0	0	0	0	0	-479,912	0
179. H1. 3. 16.	30,000	0.18	30	0	0	0	0	-553,912	0
180. H1. 3. 16.	10,000	0.18	0	0	0	0	0	-543,912	0
181. H1. 3. 16.	30,000	0.18	34	0	0	0	0	-573,912	0
182. H1. 3. 16.	30,000	0.18	27	0	0	0	0	-503,912	0
183. H1. 3. 16.	18,000	0.18	0	0	0	0	0	-585,912	0
184. H1. 3. 16.	30,000	0.18	28	0	0	0	0	-615,912	0
185. H1. 3. 16.	10,000	0.18	0	0	0	0	0	-665,912	0
186. H1. 3. 16.	30,000	0.18	34	0	0	0	0	-635,912	0
187. H1. 3. 7. 8.	30,000	0.18	19	0	0	0	0	-627,912	0
188. H1. 3. 7. 8.	30,000	0.18	10	0	0	0	0	-657,912	0
189. H1. 3. 7. 8.	10,000	0.18	0	0	0	0	0	-647,912	0
190. H1. 3. 7. 8.	30,000	0.18	31	0	0	0	0	-677,912	0
191. H1. 3. 8. 1.	30,000	0.18	13	0	0	0	0	-627,912	0
192. H1. 3. 9. 17.	30,000	0.18	17	0	0	0	0	-679,912	0
193. H1. 3. 9. 17.	9,000	0.18	0	0	0	0	0	-689,912	0
194. H1. 3. 10. 16.	30,000	0.18	29	0	0	0	0	-719,912	0
195. H1. 3. 10. 17.	10,000	0.18	1	0	0	0	0	-709,912	0
196. H1. 3. 11. 17.	30,000	0.18	31	0	0	0	0	-739,912	0
197. H1. 3. 11. 17.	9,000	0.18	0	0	0	0	0	-739,912	0
198. H1. 3. 12. 18.	30,000	0.18	31	0	0	0	0	-772,912	0
199. H1. 3. 12. 18.	8,000	0.18	0	0	0	0	0	-772,912	0
200. H1. 4. 1. 17.	30,000	0.18	30	0	0	0	0	-772,912	0
201. H1. 4. 1. 17.	10,000	0.18	0	0	0	0	0	-772,912	0

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払残額
202 H14.2.16	30,000	0.18	30	0	0	-802,912	0	0	-1,624,912 -32,325
203 H14.3.19	30,000	0.18	31	0	0	-832,912	0	0	-1,581,357 0
204 H14.3.20	18,000	0.18	1	0	0	-814,912	0	0	-1,617,237 -7,510
205 H14.4.18	30,000	0.18	29	0	0	-844,912	0	0	-1,647,237 -6,867 -14,477
206 H14.6.20	30,000	0.18	33	0	0	-904,912	0	0	-1,701,237 -6,769 -21,246
207 H14.7.17	30,000	0.18	27	0	0	-934,912	0	0	-1,737,237 -8,214 -20,517
208 H14.9.18	30,000	0.18	29	0	0	-964,912	0	0	-1,767,237 -6,683 -23,429
209 H14.9.18	40,000	0.18	0	0	0	-924,912	0	0	-1,767,237 -6,592 -29,481
210 H14.9.18	30,000	0.18	31	0	0	-954,912	0	0	-1,797,237 -6,592 -38,590
211 H14.9.18	17,000	0.18	0	0	0	-937,912	0	0	-1,857,237 -6,758 -45,348
212 H14.9.18	30,000	0.18	29	0	0	-957,912	0	0	-1,887,237 -8,904 -54,292
213 H14.10.17	30,000	0.18	32	0	0	-957,912	0	0	-1,917,237 -7,238 -56,490
214 H14.10.17	10,000	0.18	0	0	0	-987,912	0	0	-1,947,237 -8,291 -60,419
215 H14.11.16	30,000	0.18	30	0	0	-974,912	0	0	-1,977,237 -6,668 -77,087
216 H14.11.16	10,000	0.18	0	0	0	-1,007,912	0	0	-2,007,237 -8,667 -85,754
217 H14.12.17	30,000	0.18	31	0	0	-1,037,912	0	0	-2,037,237 -8,523 -94,277
218 H15.1.20	30,000	0.18	34	0	0	-1,067,912	0	0	-2,067,237 -8,361 -104,237
219 H15.2.19	30,000	0.18	30	0	0	-1,097,912	0	0	-2,097,237 -8,209 -113,883
220 H15.2.19	20,000	0.18	0	0	0	-1,097,912	0	0	-2,122,909 -10,321 -25,747
221 H15.3.18	30,000	0.18	27	0	0	-1,107,912	0	0	-2,152,909 -10,469 -36,215
222 H15.4.17	30,000	0.18	0	0	0	-1,087,912	0	0	-2,182,909 -7,667 -43,880
223 H15.4.17	20,000	0.18	0	0	0	-1,117,912	0	0	-2,187,091 -8,569 -3,569
224 H15.5.16	30,000	0.18	29	0	0	-1,147,912	0	0	-2,217,091 -7,789 -16,358
225 H15.5.16	10,000	0.18	0	0	0	-1,157,912	0	0	-2,247,091 -7,592 -23,950
226 H15.6.20	30,000	0.18	35	0	0	-1,187,912	0	0	-2,277,091 -9,850 -33,800
227 H15.6.20	10,000	0.18	0	0	0	-1,197,912	0	0	-2,307,091 -9,045 -42,845
228 H15.7.25	30,000	0.18	35	0	0	-1,227,912	0	0	-2,337,091 -11,693 -54,538
229 H15.7.25	9,000	0.18	0	0	0	-1,237,912	0	0	-2,367,091 -10,564 -55,102
230 H15.8.22	30,000	0.18	28	0	0	-1,268,912	0	0	-2,397,091 -9,370 -42,482
231 H15.9.22	10,000	0.18	0	0	0	-1,298,912	0	0	-2,427,091 -10,179 -81,441
232 H15.9.22	30,000	0.18	28	0	0	-1,328,912	0	0	-2,457,091 -10,306 -83,076
233 H15.9.22	10,000	0.18	29	0	0	-1,328,912	0	0	-2,487,091 -10,564 -85,076
234 H15.10.17	30,000	0.18	35	0	0	-1,358,912	0	0	-2,517,091 -10,220 -34,402
235 H15.11.17	30,000	0.18	31	0	0	-1,378,912	0	0	-2,547,091 -10,344 -39,078
236 H15.12.18	30,000	0.18	31	0	0	-1,408,912	0	0	-2,574,941 -3,448 0
237 H15.12.18	10,000	0.18	0	0	0	-1,428,912	0	0	-2,604,941 -7,205 -7,205
238 H16.1.16	30,000	0.18	29	0	0	-1,458,912	0	0	-2,634,941 -12,120 -19,322
239 H16.2.20	30,000	0.18	35	0	0	-1,488,912	0	0	-2,664,941 -12,702 -24,182
240 H16.2.20	38,000	0.18	0	0	0	-1,518,912	0	0	-2,694,941 -13,384 -33,076
241 H16.3.24	30,000	0.18	33	0	0	-1,548,912	0	0	-2,724,941 -14,116 -59,194
242 H16.4.21	30,000	0.18	28	0	0	-1,570,912	0	0	-2,754,941 -14,593
243 H16.5.20	30,000	0.18	29	0	0	-1,580,912	0	0	-2,784,941 -15,10 -30,96
244 H16.6.19	30,000	0.18	30	0	0	-1,610,912	0	0	-2,814,941 -15,721 -32,819
245 H16.7.27	30,000	0.18	30	0	0	-1,640,912	0	0	-2,844,941 -16,344 -34,448
246 H16.8.19	30,000	0.18	23	0	0	-1,670,912	0	0	-2,874,941 -17,000 -35,000
247 H16.8.19	59,000	0.18	0	0	0	-1,710,912	0	0	-2,904,941 -17,792 -40,308
248 H16.9.27	30,000	0.18	39	0	0	-1,740,912	0	0	-2,934,941 -18,484 -45,000
249 H16.10.9	30,000	0.18	22	0	0	-1,770,912	0	0	-2,964,941 -19,166 -49,300
250 H16.11.19	30,000	0.18	31	0	0	-1,800,912	0	0	-2,994,941 -19,848 -53,000
251 H16.12.23	30,000	0.18	34	0	0	-1,830,912	0	0	-3,024,941 -20,526 -56,700
252 H17.1.20	30,000	0.18	28	0	0	-1,860,912	0	0	-3,054,941 -21,204 -60,400
253 H17.1.20	30,000	0.18	29	0	0	-1,890,912	0	0	-3,084,941 -21,882 -64,100

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払金額
306 H20.10.5	20,000		0.18	0	0	0	-2,804,941	0	-18,452
307 H20.11.7		30,000	0.18	33	0	0	-2,834,941	-12,645	-31,097
308 H20.12.6		30,000	0.18	29	0	0	-2,864,941	-11,231	-42,328
309 H21.1.13		30,000	0.18	38	0	0	-2,894,941	-14,851	-57,244
310 H21.1.17	20,000		0.18	4	0	0	-2,894,941	-1,586	-38,800
311 H21.2.12		20,000	0.18	26	0	0	-2,924,941	-10,310	-49,110
312 H21.2.19	10,000		0.18	7	0	0	-2,924,941	-2,804	-41,914
313 H21.3.17		30,000	0.18	26	0	0	-2,954,941	-10,411	-52,351
314 H21.4.13		30,000	0.18	27	0	0	-2,984,941	-10,924	-63,250
315 H21.4.25	10,000		0.18	12	0	0	-2,984,941	-4,906	-58,166
316 H21.5.18		30,000	0.18	31	0	0	-3,014,941	-9,404	-67,570
317 H21.6.19		30,000	0.18	32	0	0	-3,044,941	-13,216	-80,788
318 H21.6.24	40,000		0.18	5	0	0	-3,044,941	-2,085	-92,971
319 H21.7.17		30,000	0.18	23	0	0	-3,074,941	-3,593	-52,464
320 H21.8.20		30,000	0.18	34	0	0	-3,104,941	-14,321	-65,181
321 H21.8.29		300,000	0.18	9	0	0	-3,404,941	-33,828	-70,613
322 H21.9.18		30,000	0.18	20	0	0	-3,434,941	-9,328	-79,941
323 H21.9.21		30,000	0.18	33	0	0	-3,464,941	-15,527	-95,456
324 H21.11.14		500,000	0.18	21	0	0	-3,964,941	-9,967	-105,495
325 H21.11.21		122,000	0.18	10	0	0	-4,086,941	-5,431	-110,856
326 H22.1.5		0	0.18	45	0	0	-4,086,941	-25,193	-136,059
327	3,378,000	1,550,800	0.18	0	0	0	0	0	0
328		0	0.18	0	0	0	0	0	0
329		0	0.18	0	0	0	0	0	0

東京高等裁判所第20民事部
裁判所書記官 末木

平成23年3月28日